

火災について

客室内に置いてある「安全の手引き」のカードをご覧ください。

火災を起こさないために

- ・ 客室内は全て禁煙です。喫煙は絶対になさらないでください。廊下などの禁煙表示も厳守願います。
- ・ 火災原因となりうるホットプレートなどの電気機器、ガス器具は使用しないでください。
- ・ 火災報知器や消火器をいたずらしたり破損したりすることはおやめください。

防犯と安全

- ・ 現金や宝飾品、重要書類などの貴重品は客室内の金庫にお預けください。
- ・ ドアはすべてオートロックです。外出の際は必ず鍵を持って外出してください。
- ・ ドアには常にラッチ（チェーン）をかけてください。
- ・ ドアを開ける前に訪問者を確認してください。従業員に不審な点を感じたら、必ずIDカードを提示させてください。
- ・ もし訪問者に不審な点があれば、ためらわずにゲストサービスボタンにてお知らせください。

ヒルトン広島では、宿泊約款第 10 条に基づき、当ホテルの品位を保ち、またお客様が当ホテルに滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力がいただけなかった場合は、宿泊約款第 7 条第 1 項により、客室及び当ホテル内の他の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 客室を含む館内は全て禁煙です。喫煙はなさないでください。
2. 客室内では火災の原因となるような行為はなさないでください。また、暖房用、炊事用などの熱を発する器具及びアイロン等をお持ち込みなさないでください。
3. 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます。
 - イ) 動物、鳥類（盲導犬、聴導犬、介助犬、ペットプランご利用時を除く）
 - ロ) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - ハ) 悪臭を発するもの
 - ニ) 常識的な大きさ、量をこえる物品
 - ホ) 銃砲、刀剣、麻薬、覚醒剤の類など、日本の法令で所持を禁じられているもの
4. ご訪問客と午後 10 時以降の客室内でのご面会はお断りさせていただきます。
5. 客室は宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
6. 客室やロビーを許可なく事務所や営業所がわりとしてご使用することはお断りさせていただきます。
7. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為はなさないでください。

8. 消防用設備および諸物品についてのお願い。
 - イ) 本来の目的以外の用途にご使用なさないでください。
 - ロ) ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - ハ) 他の場所に移動したり加工したりしないでください。
- ニ) 防犯カメラ、火災報知器、スプリンクラー散水ヘッドには手を触れないでください。
9. 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
10. ゆかた、スリッパ等のままで、客室からお出になることはご遠慮ください。
11. ホテル外から飲食物等のご注文やお持込みはなさないでください。
12. 泥酔者等で自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすと認められる場合、及び病人、負傷者で適当な保護者の付き添いのない方の宿泊のご利用はお断りさせていただきます。
13. ご滞在中の現金、貴重品の保管には、客室備え付け金庫をご利用ください。万一紛失、盗難事故等が発生した場合、ホテルに故意又は過失がある場合を除き、ホテルでは一切の責任を負いません。
14. ホテル内のレストラン、バーなどをご署名によってご利用なさる場合は、必ず客室の鍵、又はゲスト・カードをご提示ください。
15. 保護者を伴わない未成年者はご滞在いただけませんのでご了承ください。
16. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。
17. 宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに放置され、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管のち法令に基づき処理します。

第1条 - 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じる場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 - 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）又は当ホテルにて利用可能なクレジットカードの提示
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します

第3条 - 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した場合に成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、宿泊前に当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 - 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2 - 施設における感染防止対策への協力の求め

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条 - 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室、人員の不足、施設・設備の休止、その他の理由により、当ホテルに余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、旅館業法に定める特定感染症の患者等であるとき。
5. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 宿泊しようとする者が、次の各号に定める事項その他のその内容の実現が容易でない事項の要求であって、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれがあるものをしたとき
 - (1) 宿泊料の減額
 - (2) 不当な割引又は不当な慰謝料等の支払
 - (3) 契約に含まない送迎等のサービス（宿泊に関して社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
 - (4) 当ホテルで提供していないサービス（宿泊に関して社会的障壁の除去を求める場合を除く。）、法令や公序良俗に反するサービス
 - (5) 正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まない食事等の提供
 - (6) 特定の従業員による対応又は特定の従業員以外の従業員による対応を繰り返し求めること
7. 宿泊しようとする者が、次の各号に定める言動その他の従業員の身心に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要し、かつ、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれがあるものとしたとき
 - (1) 粗野又は乱暴な言動
 - (2) 対面又は電話等により、長時間にわたり又は繰り返し、従業員に対する批判又は不当な要求を行う行為、その他従業員を長時間拘束する行為

- (3) 電子メール、SNS 等により、繰り返し、不当な要求又は従業員に対する叱責、批判もしくは誹謗中傷を行う行為
 - (4) 暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の要求、居座り、差別的言動、性的言動、金銭補償の要求等、要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当な言動
8. 天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊させることができないとき。
 9. 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれのあるとき。又は、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 10. 暴力団、暴力団員、暴力関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
第7条による契約を解除する場合も同様といたします。

第6条 - 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求め、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知する場に限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時59分（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 - 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が旅館業法に定める特定感染症の患者等であるとき。
 - (3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 宿泊客が、次の各号に定める事項その他のその内容の実現が容易でない事項の要求であって、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれがあるものをしたとき
 - a. 宿泊料の減額
 - b. 不当な割引又は不当な慰謝料等の支払
 - c. 契約に含まない送迎等のサービス（宿泊に関して社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
 - d. 当ホテルで提供していないサービス（宿泊に関して社会的障壁の除去を求める場合を除く。）、法令や公序良俗に反するサービス
 - e. 正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まない食事等の提供
 - f. 特定の従業員による対応又は特定の従業員以外の従業員による対応を繰り返し求めること
 - (5) 宿泊客が、次の各号に定める言動その他の従業員の身心に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要し、かつ、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれがあるものとしたとき
 - a. 粗野又は乱暴な言動
 - b. 対面又は電話等により、長時間にわたり又は繰り返し、従業員に対する批判又は不当な要求を行う行為、その他従業員を長時間拘束する行為
 - c. 電子メール、SNS等により、繰り返し、不当な要求又は従業員に対する叱責、批判もしくは誹謗中傷を行う行為

d. 暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の要求、居座り、差別的言動、性的言動、金銭補償の要求等、要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当な言動

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(7) 宿泊者が泥酔等により他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれのあるとき。又は、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

(8) 寝室での寝たばこなどの喫煙行為、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

(9) 暴力団、暴力団員、暴力関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。

(10) 宿泊客が当ホテルの支払規定に応じられないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 - 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国籍の宿泊客にあつては、国籍及び旅券番号

 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 - 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から出発日の正午までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる場合があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、客室料金の25%
 - (2) 超過6時間までは、客室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、客室料金の100%

第10条 - 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 - 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントキャッシャーにおいて行なっていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

第 12 条 - 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰す事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、建物、消防設備ともに法令基準に適合しており、適正に維持・管理をしておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 13 条 - 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、第 6 条第 2 項に定める違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、当ホテルの宿泊客に対する損害賠償義務は、当ホテルに故意又は重過失がある場合を除き、当該補償料の金額を上限とします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 14 条 - 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロント、ベルデスクにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告又は明示のなかったときは、当ホテルは、15 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告又は明示のなかったものについては、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 15 条 - 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着する場合は、その到着前に当ホテルが了解した場合に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に準じ、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 16 条 - 駐車場の責任

1. 宿泊客はホテルの駐車場をご利用いただけます。
当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 17 条 - 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被る場合は、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1

宿泊料金等の算定方法

内訳		税金の精算	
宿泊客が支払う べき総額	宿泊料金(1)	イ. 消費税	
	1. 基本宿泊料室料	(1.+ 2.)に日本政府の定める税率を掛けた金額	
	2. サービス料		
	3. 税金		
	イ. 消費税		
追加料金(2)	4. 飲食量及びその他の利用料金	ロ. 消費税	
	5. サービス料	(4. + 5.)に日本政府の定める税率を掛けた金額	
	6. 税金		
	ロ. 消費税		

備考：

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第 2

違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日						
		不泊	当日	前日	14 日前	30 日前	61 日前	91 日前
一般	14 名まで	100%	100%					
団体	15 名以上	100%	100%	100%	100%	80%	50%	30%

備考：

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体（15名以上）予約の部分取消については、営業部までお問い合わせください。